

第7次行政改革大綱

第8次行政改革大綱

基本指針	基本施策	方策番号	具体的な方策	概要
行政改革・ 適正な行政 運営の推進	行財政運営の 品質向上と 効率化の推進	1-1	市民サービスの品質向上	・ワンストップ総合窓口の検討 ・窓口サービスの充実
		1-2	ICT利活用の推進	・タブレット端末の活用 (ペーパーレス会議、窓口対応) ・マイナンバーカードの活用
		1-3	民営化・民間委託化の推進	・水道窓口、ごみ収集運搬業務等の民間委託 ・その他各分野での民間活力の活用
	持続可能な 行財政運営の 確立	2-1	財政健全化の推進	・財政健全化推進プランに基づく収支改善の取組
		2-2	抜本的な事務事業の見直し	・人件費等の削減 ・公社等の経営健全化
		2-3	新たな歳入創出と財源の確保	・公共施設駐車場の有料化等、私有財産の有効活用 ・ふるさと納税、有料広告事業等による歳入の確保
	時代に即した 組織体制の 確立	3-1	組織改革の推進	・適正な定員管理の推進 ・情勢の変化等に伴う柔軟な組織・機構の見直し
		3-2	給与等の適正管理	・給与制度の見直しによる給与適正化 ・時間外勤務の縮減
		3-3	人材育成の推進	・職員研修の見直し、充実による人材育成 ・職員の意識改革と職場風土の醸成
	多様な主体と の協働とまち づくりの推進	4-1	市民参画・協働の推進	・地域コミュニティ活性化施策の推進 ・職員の市民協働意識の醸成を目的とした 研修等の実施
		4-2	NPO・大学等各種団体と の協働の推進	・大学、NPO、企業との協働事業の推進
		4-3	公共施設等アセットマネジ メントの推進	・指定管理手法等の見直し ・施設規模、あり方等の課題のある施設の見直し

★新基本施策を設定するに
あたっての検討要素★

【課題からの必要な要素】
財政健全化
定員管理
給与適正化
とのこれまで以上の連携

【情勢からの必要な要素】
新型コロナウイルス感染症拡大
の影響による「新しい生活様式」
への対応

◆ICTの活用等による
・非対面／非接触での
サービス提供
・分散型社会への対応

新たな基本施策